

議案第29号

磐田市再開発住宅条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市再開発住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市再開発住宅条例の一部を改正する条例

磐田市再開発住宅条例（平成17年磐田市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同条第4項中「第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第2号」を「第1項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に再開発住宅の入居者として決定した者が行う入居の手続について適用し、施行日前に再開発住宅の入居者として決定した者が行う入居の手続については、なお従前の例による。

磐田市再開発住宅条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居の手続)</p> <p>第7条 再開発住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者</u>で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、特別の事情があると認めるものに対しては、<u>第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第2号に規定する敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。</u></p> <p>5 略</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第7条 再開発住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) _____ _____請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、特別の事情があると認めるものに対しては、<u>第1項第2号</u> _____に規定する敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>5 略</p>